

# 札幌市立東栄中学校

## いじめ防止基本方針

令和4年4月5日

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

また、いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題としてとらえる。全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを許さない学校をつくることが大切である。

このことから、いじめを受けた生徒の生命又は心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

### 2 いじめの定義及び基本的理解（いじめ防止対策推進法より）

#### (1) 「いじめ」の定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

#### (2) 「いじめ」の基本的理解

- ① いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ③ 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。
- ④ 発達障害を含む障がいのある生徒については、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3 いじめ防止の取組

#### (1) 「いじめの未然防止」について

いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての生徒が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導の取組を徹底する。家庭、地域社会と連携しながら社会全体で取り組む。

- ① 学校全体で生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努める。
- ② 道徳授業や体験的活動等の充実を図り、生徒の人間関係調整力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努める。また、自他の命を大切にすることを思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせる。
- ③ 生徒会活動等を通して生徒の主体的な活動を推進し、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ④ 家庭や地域社会と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていくように働きかける。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人との関わりを大切に活動を設定する。

#### (2) 「いじめの早期発見」について

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多く、複雑化・潜在化しており、大変わりにくい。しかし、どんなに小さな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮していかなければならない。また、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう指導力の向上を目指すために研修会等の充実を図っていく。

- ① 教職員と生徒が触れ合う機会・時間を確保し、信頼関係を構築する。
- ② いじめアンケートの内容を吟味・工夫し、年間に複数回実施する。
- ③ 定期的な教育相談を実施するとともに、相談しやすい条件や環境も整備する。
- ④ 日常的に保護者・スクールカウンセラー・専門家等の関係機関と連携を図り、情報の交流や共有化に努める。

#### (3) 「いじめの早期対応」について

早い段階から複数の教職員で的確な関わり合いを持ち、いじめを隠ぺい・看過・軽視することなく、いじめを的確に把握し、きめ細かな対応をする。

発見・通報を受けた場合には、速やかに学校体制で対応する。最も重要なことは被害生徒を守り通すことであり、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ① いじめについての事実確認
  - ア 被害者、加害者から複数体制で事実確認を行う。
  - イ 周囲の生徒、保護者、他の教職員からも情報収集する。
  - ウ 生徒指導委員会を中心に、聞き取った情報を一元化する。
- ② 被害生徒への対応
  - ア 心のケアについて、スクールカウンセラーや専門家と十分に相談しながら行う。
  - イ いじめの再発に向けて、不安な気持ちを十分に聴き取り、見守りなどの安全確保と教育相談の体制に係る計画を立て、安心して学校生活を送ることができるよう努める。
- ③ 加害生徒への対応
  - ア いじめの行為についての指導を行う。
  - イ 今後の学級、教室以外や校外における生活の指導を行う。
  - ウ 警察、児童相談所など関係機関との連携を図る。

エ 他校の生徒との間のいじめの場合は、他校との連携のもと慎重に行う。

<法的措置>

ア 学校が事実関係の把握において、起きたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものとして認識した場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

④ 周囲の生徒への指導

ア はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることは、いじめを深刻化させることになることを改めて指導する。

イ 被害生徒と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導を生徒のプライバシーに十分留意して行う。

⑤ 保護者への対応

ア 速やかに関係する子どもの保護者と連携を図り、改善に向けて協力を求める。

イ 情報がもたらされた経緯によるが、原則として、事実が確認されるまでは、保護者に誤解を与えないよう留意する。

ウ いじめられた子どもの保護者には、家庭訪問等により直接会って、途中段階であっても事実関係を迅速に伝える。また、対応策について丁寧に説明し、了承を得られるよう努める。

⑥ 教育委員会への報告

ア 学校から教育委員会へ、いじめの発生及び対応について報告するとともに、対応についての助言をしてもらう。

#### 4 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条)

(1) 重大事態とは〔国の方針より〕

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次の様なケースなどが想定される。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への具体的な対応

① 重大事態発生の報告

ア 学校から教育委員会に重大事態の発生を報告する。

#### 5 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法第 22 条)

(1) 設置する組織について〔国の方針より〕

① 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、学校に常設の組織を必ず設置することが「法」に規定されている。組織の役割や名称(例えば「校内いじめ防止対策会議」など)は、各学校で決めることとなるが、学校の状況に応じて既存の組織を活用して、法律に基づく組織として機能させることも可能とする。本校は生徒指導委員会が所管する。

② 取組内容の例

ア いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に生徒指導委員会を開き、情報の迅速な共有を図るために、関係生徒への聴取をし、事実関係を明確にする。校内の指導体制の確立と対応方針を決定し、関係する保護者との連携と適切な対応を検討する。

イ 「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正を行

う（PDCAサイクルで検証をする）。

ウ いじめや問題行動などに係る情報を集約し、それらの情報は教職員間で共有化を図る。

エ いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

③ 構成員について

校長、教頭、生徒指導担当教諭、当該担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談支援パートナーや学びのサポーター、必要に応じて心理士などの専門家、その他業務を行うために必要な教職員で構成し、委員長には生徒指導部長が当たる。